# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部 を改正する規則

公布年月日・番号 平成17年3月31日・東京都規則第18号

### 1 概要

### 1 改正理由

破産法(平成16年法律第75号)及び行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成16年法律第84号)の施行に伴い、規則を改正する。

### 2 改正事項の概要

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)の制定及び施行による改正 「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。(別記第 11号様式)
- (2) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成16年法律第 84号)の制定及び施行による改正

行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に第46条(取消訴訟 等の提起に関する事項の教示)が新設されることなり(平成 17年4月1日施行)、教示が義務付けられた。

これに伴い、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)が制定・施行されることとなり、教示文を改める。(別記第3号様式、第4号様式、第15号様式及び第16号様式)

## 2 施行期日

平成17年4月1日

# 3 問い合わせ先

廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通 03-5388-3583

内線 42-842